

吉備中央町こども計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

吉備中央町こども計画策定支援業務

2. 目的

令和5年4月にこども基本法が施行され、同法第10条第2項において「市町村こども計画」の策定が努力義務化された。また、同法第11条において、こども施策を策定・実施・評価するにあたってはこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

これを受け、本業務ではこどもの意見聴取を行い、国のこども大綱及び県のこども計画を勘案した「吉備中央町こども計画」を策定することを目的とする。

3. 業務期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4. 包含する計画（事項）

- ・子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第九条に基づく計画）
- ・子どもの貧困対策推進計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく計画）
- ・少子化社会対策基本法第四条に基づく少子化に対処するための施策

5. 業務内容

（1）アンケート（Web 調査）の実施

こども計画策定のための基礎資料とするため、アンケート調査（Web 回答）を実施し、庁内会議の資料として使用できるよう報告書を取りまとめる。委託者は、入力用案内文を学校を通じて配布し、受託者は、Web 回答システムの構築を行う。

入力されたデータを報告書として取りまとめる。

【アンケート（Web）調査の実施概要】

調査対象・配布数	小学生5年生・6年生 100票（Web 回答） 中学1年生～3年生 200票（Web 回答）
調査手法	学校を通じての案内文の配布で実施する。
設問設計	・子どもが必要とする居場所や、子どもの視点に立った居場所がどのような居場所かを把握するとともに、居場所を利用する子どもから、居場所のニーズを把握することを目的として国で先進的に実施した、「こどもの居場所に関するアンケート」を基に調査票案を設計する。

(2) 現状の分析と課題の整理

アンケート調査結果及び「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策推進計画」等関連計画の取組などを整理し、吉備中央町のこども施策に関わる課題を抽出する。

(3) 計画素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行うとともに、こどもの意見等を反映した計画案を作成する。

(4) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(5) 会議の運営支援

吉備中央町のこども会議（3回）の運営について、会議資料を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや計画への反映を行う。

(6) こども施策に関する各種情報提供支援

こども施策に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府（こども家庭庁）等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して定期的に吉備中央町に提供する。

制度変更に伴う、例規改正情報について、制度解説、新旧対照表等を活用した資料を随時提供できること。

6. 成果品

- ・ アンケート調査報告書（A4判、50頁程度、墨1色刷）：データ納品
- ・ こども計画（A4判、70頁程度、表紙デザイン、本文墨1色刷）：100部
- ・ こども計画（A4判、70頁程度、表紙カラー、本文墨1色刷）：データ納品
- ・ こども計画 概要版（A4判、8頁程度、デザイン、カラー）：データ納品
- ・ 上記データ一式
- ・ 情報提供資料一式

7. その他

- ・ 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ吉備中央町と協議し、決定すること。

以上